

「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定

高知県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、平成24年5月11日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（大規模災害の定義）

第1条 「大規模災害」とは、甲において災害対策本部が設置された災害及び乙において非常体制を構築した災害をいう。

（高速道路施設）

第2条 協定書第2条第1号に定める高速道路施設は、乙が管理する別紙1の施設とする。

（緊急開口部）

第3条 協定書第2条第2号に定める緊急開口部は、乙が管理する別紙2の箇所とする。なお、ここでいう緊急車両とは法律、その他政令、又は県知事により定められた車両をいう。

（資機材、物資）

第4条 協定書第2条第3号に定める資機材、物資は、甲と乙の間で提供可能な資機材、物資について、情報交換するものとする。

（災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供）

第5条 協定書第2条第4号に定める災害情報及び道路情報は、次の項目とする。

- （1）施設被災の情報
- （2）道路交通規制の状況
- （3）ヘリコプター等により確認した被災状況
- （4）避難勧告、避難指示情報
- （5）その他災害対策に必要な情報

2 災害情報及び道路情報の共有のため、甲又は乙が相手方の災害対策本部等に人員派遣が必要と判断した場合は、事前に了承を得て派遣することができるものとする。

3 共有した災害情報及び道路情報の道路利用者への提供については、甲及び乙が各々で実施の判断、提供方法の検討を行うものとする。

(調査・復旧に関する技術的支援)

第6条 協定書第2条第5号に定める調査・復旧については、甲が管理する公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物並びに公共建築施設の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対し、乙が技術的に支援するものとする。

(相互の道路機能の活用)

第7条 協定書第2条第6号に定める相互の道路機能の活用にあたっては、緊急車両等輸送路を早期に確保するために、甲、乙相互の管理区分に縛られることなく柔軟に対応するものとする。

(地域の安全性向上に関する取組み)

第8条 協定書第2条第7号に定める地域の安全性向上について、甲及び乙は平時から連携協力し、必要な取組みの実施に努めるものとする。また、大規模災害発災時における道路啓開等の緊急対応についても、甲及び乙は、自己の業務に支障のない可能な範囲で、支援、協力を行うものとする。

(その他必要と認められる事項)

第9条 協定書第2条第8号に定めるその他必要と認められる事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協力要請)

第10条 協定書第3条の規定する文書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 要請を受けた甲及び乙は協力要請に対する回答を口頭又は電話で行い、後日速やかに別記様式第2号の文書を送付するものとする。

3 要請に基づく措置の実施にあたっては、実施内容、実施範囲について相互に十分調整を行うものとする。

4 要請を受けた甲及び乙が、要請の基づく措置を完了した場合は、別記様式第3号により相手方に報告するものとする。

(情報連絡体制)

第11条 甲及び乙は協定書第5条に規定に基づき、担当部局の名称及び連絡先を協定書締結後速やかに別記様式第4号により報告するものとし、変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 本細目協定の有効期間は、平成28年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

(その他)

第13条 この細目協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(施行)

第14条 この細目協定は、平成24年5月11日から施行する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙を統括する職のものが記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 5月 11日

甲 高知県 土木部長

乙 西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長